

第五次滋賀県廃棄物処理計画の進捗状況について

1. 一般廃棄物（ごみ）

(1) 一般廃棄物（ごみ）に係る計画の「減量に係る目標」の達成状況

- 一般廃棄物については、3R（リデュース・リユース・リサイクル）の推進に当たって、県民一人ひとりの取組が重要となることから、「1人1日当たりごみ排出量」と「1人1日当たり最終処分量」を目標項目としている。
- 計画における「減量に係る目標」の達成状況は以下のとおり。

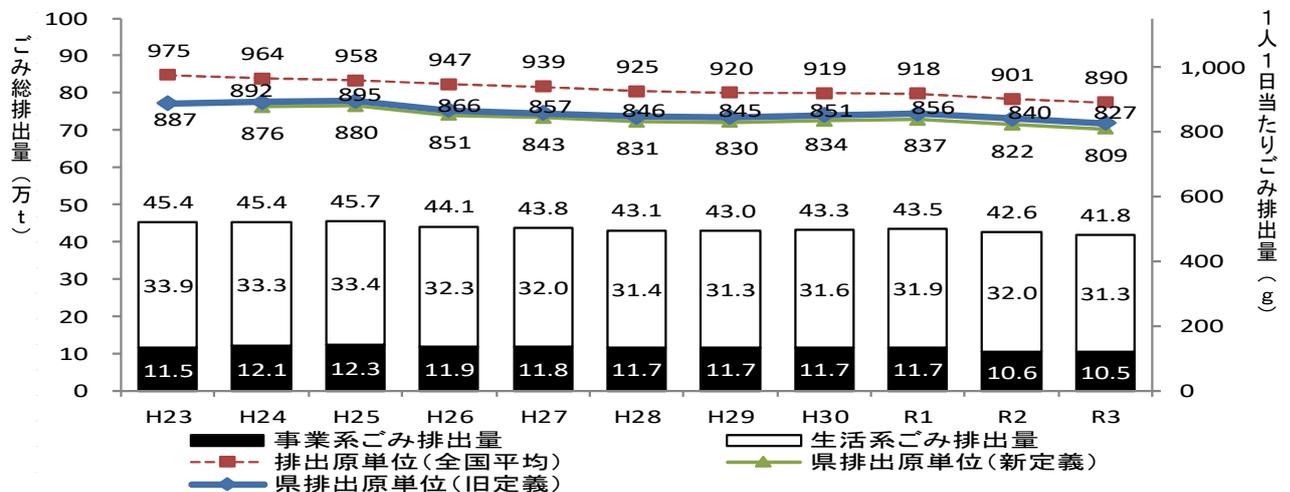
図表1 一般廃棄物（ごみ）に係る計画の「減量に係る目標」の状況

		実績値										五次計画 目標値
		H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R7
ごみ総排出量	万t	45.7	44.1	43.8	43.1	43.0	43.3	43.5	42.6	41.8	-	参考指標 41.3
1人1日当たり ごみ排出量	g	880	851	843	831	830	834	837	822	809	-	804
総資源化量	万t	8.7	9.1	9.1	8.3	8.0	8.1	7.7	7.7	7.2	-	参考指標 7.7
再生利用率	%	19.1	21.0	20.8	19.3	18.7	18.7	17.8	18	17.1	-	参考指標 18.5
最終処分量	万t	5.0	4.8	4.7	4.4	4.4	4.4	4.4	4.2	4.2	-	参考指標 4.2
1人1日当たり 最終処分量	g	96	92	90	84	85	84	84	81	81	-	82

(2) ごみ排出量の状況

- ごみ排出量および1人1日当たりごみ排出量は、平成26年度から減少傾向であったが、平成30年度から令和元年度までやや増加したのち、令和2年度から一転減少した。
- 令和3年度の1人1日当たりごみ排出量は809gとなり、前年度比で13g減少し、これまでで最も低い値を更新した。
- 令和3年度実績（809g）は全国3番目の少なさ（1位：京都府775g、2位：長野800g）。
- 令和3年度ごみ排出量のうち、生活系ごみおよび事業系ごみともに減少した。

図表2 ごみ排出量の推移



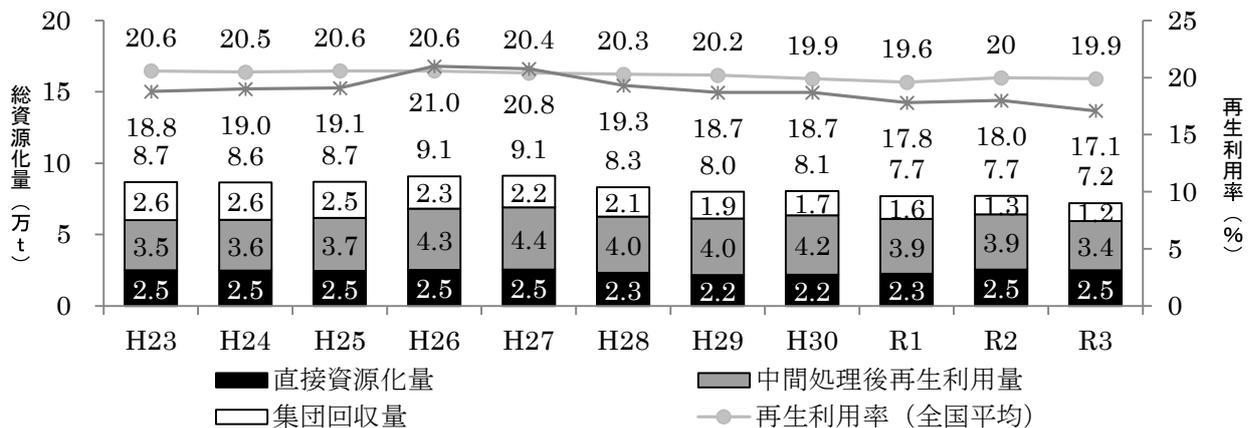
※ 住民基本台帳法改正に伴いH24年度より総人口に外国人人口を含むこととなったため、1人1日当たりごみ排出量は、H24以降は「新定義(外国人人口含む)」と「旧定義(外国人人口含まない)」の数値をグラフ上に併記。

※ 国の排出原単位は、H23まで旧定義、H24からは新定義

(3) 再生利用(リサイクル)の状況

- 総資源化量は、平成 28 年度から約 8 万 t で推移していたものの、前年度より 0.5 万 t 減少し、これまでで最も低い値を更新した。
- 直接資源化量は、横ばいとなっている。
- 集団回収量は、1.2 万 t となり、これまでで最も低い値である。
- 再生利用率(リサイクル率)は、平成 27 年度から減少傾向であり、これまでで最も低い値を更新した。

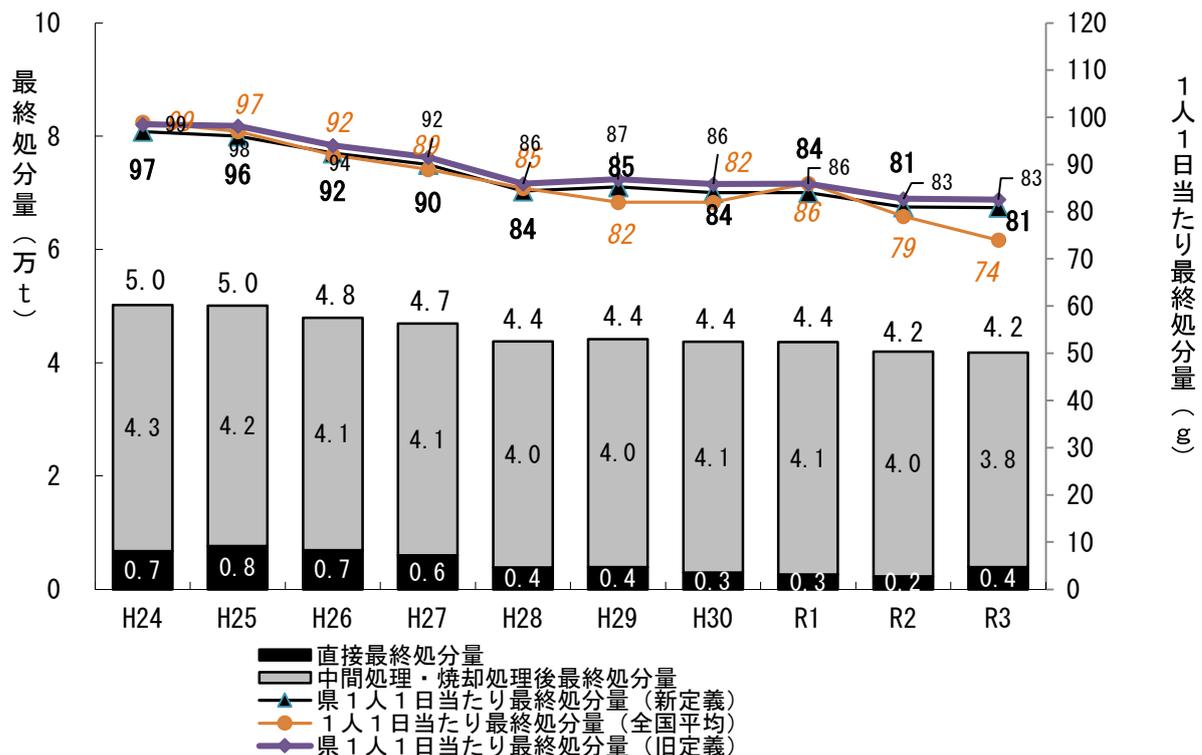
図表3 ごみの再生利用率等の推移



(4) 最終処分量の状況

- 最終処分量は、平成 28 年度以降、増減を繰り返しており、横ばいであったものの、令和 2 年度から減少し、令和 3 年度は微減となっている。
- 1 人 1 日当たり最終処分量は 81g となり、令和 2 年度に引き続き、これまでで最も低い値である。

図表4 ごみの最終処分量の推移



(5) 一般廃棄物（ごみ）に係る計画の「取組に係る目標」の達成状況

- 計画に掲げる主な取組について、目標を設定している。
- 計画における「取組に係る目標」の達成状況は以下のとおり。

図表5 一般廃棄物（ごみ）に係る計画の「取組に係る目標」の状況

			実績値										五次計画 目標値
			計画期間										
			H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	
プラスチックごみの発生抑制の推進	マイバッグ持参率（レジ袋辞退率）	%	89.2	89.7	89.9	89.5	89.6	89.4	90.1	90.8	91.2	90.6	85以上 (計画期間中)
	県内のマイボトル使用可能な給水等スポット数	箇所			16	20	21	21	23	22	56	97	100
食品ロス削減の推進	食品ロス削減を認知して削減に取り組む消費者の割合	%								78.3	80.7	80.5	80以上
	「三方よしフードエコ推奨店」の累計登録店舗数	店						102	118	211	274	309	300
災害廃棄物の円滑な処理体制の構築	市町災害廃棄物処理計画の策定率	%					5.2	21.1	42.1	73.7	89.5	94.7	100 (令和6年度までに)
散在性ごみ対策	「環境美化の日」を基準とした環境美化運動参加者数	人	266,641	249,478	247,896	232,979	249,338	266,195	231,814	133,812	172,321	194,802	1,200,000 (計画期間累計)

(6) 重点取組・施策の状況（プラスチックごみ発生抑制、食品ロス削減、災害廃棄物処理体制）

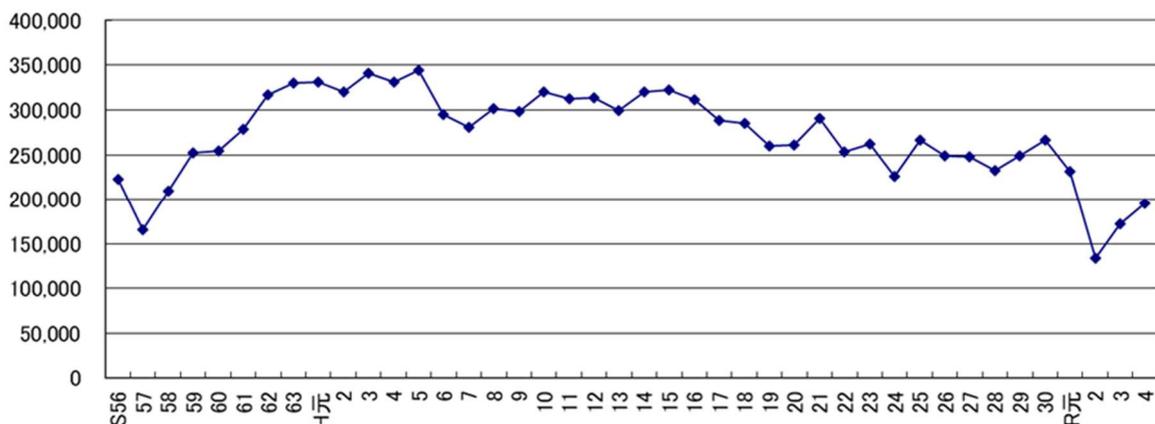
- 資料2～資料4のとおり。

(7) 散在性ごみ対策に係る取組の状況

- 県民、企業、各種団体および市町と連携し、滋賀県ごみの散乱防止に関する条例で定められている5月30日、7月1日、12月1日の「環境美化の日」を基準日とした環境美化運動を展開した。
- 「環境美化の日」を基準とした環境美化運動参加者数は、令和3年度からの計画期間累計で**367,123人**となっている。
- 新型コロナウイルス感染症の影響により、環境美化運動参加者数は令和2年度に大きく減少しているものの、令和3年度以降増加傾向である。

図表6 「環境美化の日」を基準とした環境美化運動参加者数

参加人数(人)



<今後の方向性>

- 若い世代を始め、より多くの人に参加してもらうため、SNSやHP等の情報ツールを活用し、環境美化活動に関してさらなる情報発信・啓発を実施する。
- 美しい湖国をつくる会等と連携し、ボランティアによる環境美化活動を引き続き支援する。

2. 産業廃棄物

(1) 産業廃棄物に係る計画の「減量に係る目標」の達成状況

- 産業廃棄物については、更なる減量および再生利用を推進することが重要であることから、「最終処分量」を目標項目としている。
- 計画における「減量に係る目標」の達成状況は以下のとおり。

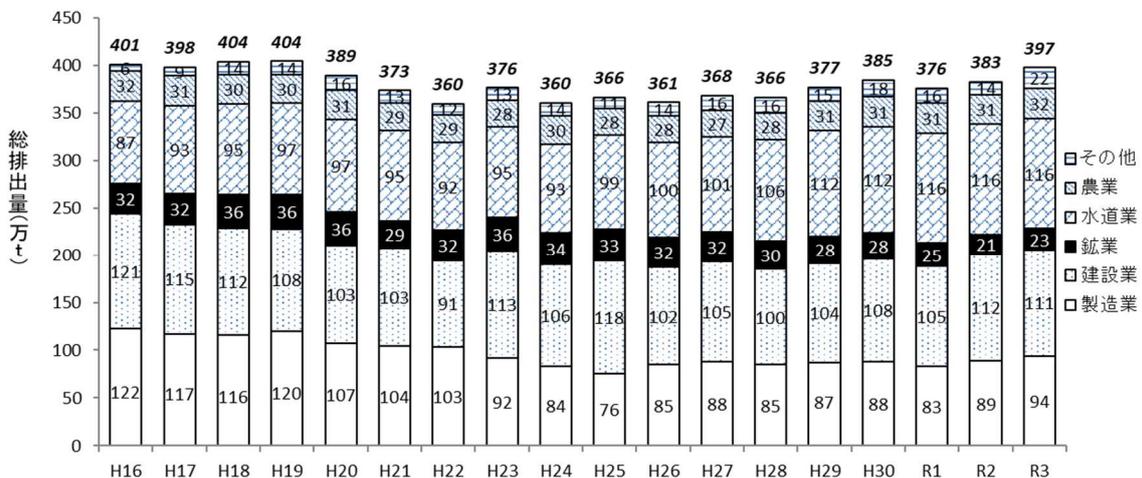
図表7 産業廃棄物に係る計画の数値目標の達成状況

		実績値						五次計画 目標値
		H29	H30	R1	R2	R3	R4	R7
総排出量	万 t	377	385	376	383	397	-	参考指標 385
発生量	万 t	202	211	204	209	220	-	参考指標 209
再生利用量	万 t	169	178	173	180	190	-	参考指標 176
再生利用率	%	45	46	46	47	48	-	参考指標 46
最終処分量	万 t	9.6	10.5	10.2	10.7	10.9	-	9.8

(2) 排出量の状況

- 総排出量は、平成 16 年度以降一旦減少したが、その後下げ止まり、平成 26 年頃から、県内総生産量(額)の増加に伴い、増加傾向にある。
- 令和 3 年度の総排出量は、397.4 万 t で令和 2 年度より 14 万 t 増加。
- 業種別では、水道業(下水道業を含む)が 29%、建設業が 28%、製造業が 24%を占める。

図表8 産業廃棄物の排出量の推移

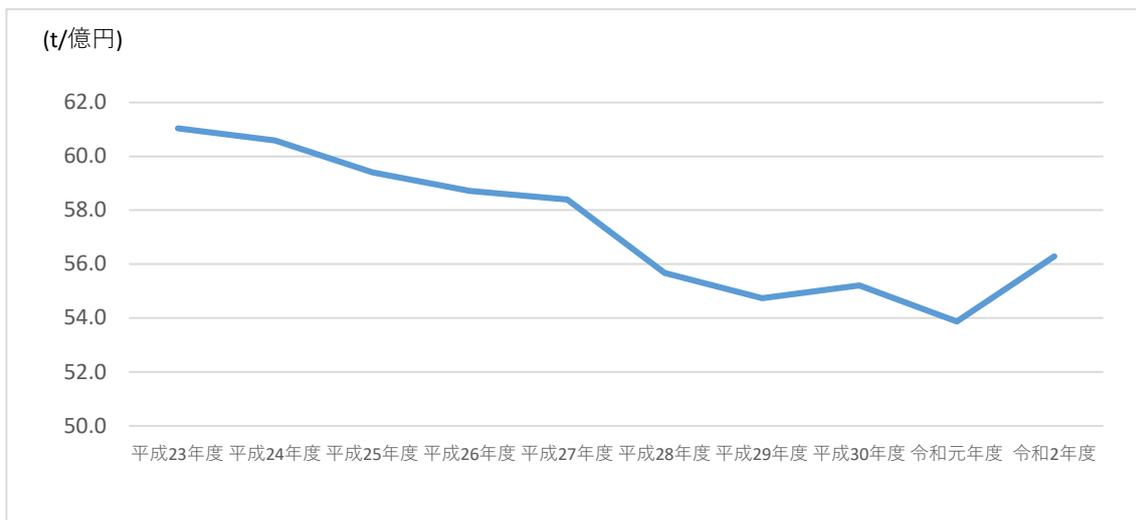


図表9 県内総生産額（実質）の推移



- 県内生産額 1 億円あたりの排出量は平成 23 年度以降減少傾向にあるが、令和 2 年度は令和元年度より増加している。

図表10 県内総生産額 1 億円あたりの排出量 ※県内総生産額の最新データである令和2年度までの数値



- 品目別の排出量は、汚泥が 199.7 万 t で全体の 50% を占め、以下、がれき類 (87.1 万 t, 22%)、家畜のふん尿 (31.5 万 t, 8%)、ガラス・陶磁器 (18.8 万 t, 5%)、廃プラスチック類 (18.2 万 t, 5%) の順に多い。全国と比較して汚泥とがれき類の比率が高い一方で、家畜ふん尿の比率が低いのが本県の特徴。 ※ 全国 (R2 実績) : 汚泥 : 44%、家畜ふん尿 : 22%、がれき類 : 16%
- 令和 2 年度と比較すると、ガラス・陶磁器くずが 5.1 万 t、汚泥が 4.3 万 t 増加した一方で、金属くずが 0.7 万 t、廃プラスチック類が 0.2 万 t 減少。

図表 1 1 産業廃棄物品目別・業種別排出量（令和3年度）

種類	合計			農業	鉱業	建設業	製造業	水道業	その他
	令和3年	比率	令和2年						
燃え殻	5	0%	3	0	0	1	3	0	1
汚泥	1,997 (227)	50%	1,955 (216)	0	229	40	558	1,150	20
廃油	62	2%	50	0	0	2	48	0	11
廃酸	18	0%	17	0	0	0	17	0	0
廃アルカリ	67	2%	53	0	0	0	54	0	13
廃プラスチック類	182	5%	184	1	0	25	106	0	50
紙くず	8	0%	8	0	0	4	2	0	2
木くず	133	3%	127	0	0	101	13	0	19
繊維くず	1	0%	1	0	0	1	0	0	0
動植物性残さ	20	0%	21	0	0	0	19	0	1
ゴムくず	0	0%	0	0	0	0	0	0	0
金属くず	21	1%	28	0	0	6	6	0	9
ガラス・陶磁器	188	5%	137	0	0	51	77	2	57
鉱さい	21	1%	16	0	0	0	21	0	1
がれき類	871	22%	853	0	0	858	0	0	13
ばいじん	10	0%	7	0	0	0	2	3	5
家畜ふん尿	315	8%	309	315	0	0	0	0	0
家畜の死体	0	0%	0	0	0	0	0	0	0
その他	56	1%	58	0	0	23	13	0	20
合計	3,974 (2,204)	100%	3,827 (2,088)	317	229	1,112	939	1,156	221

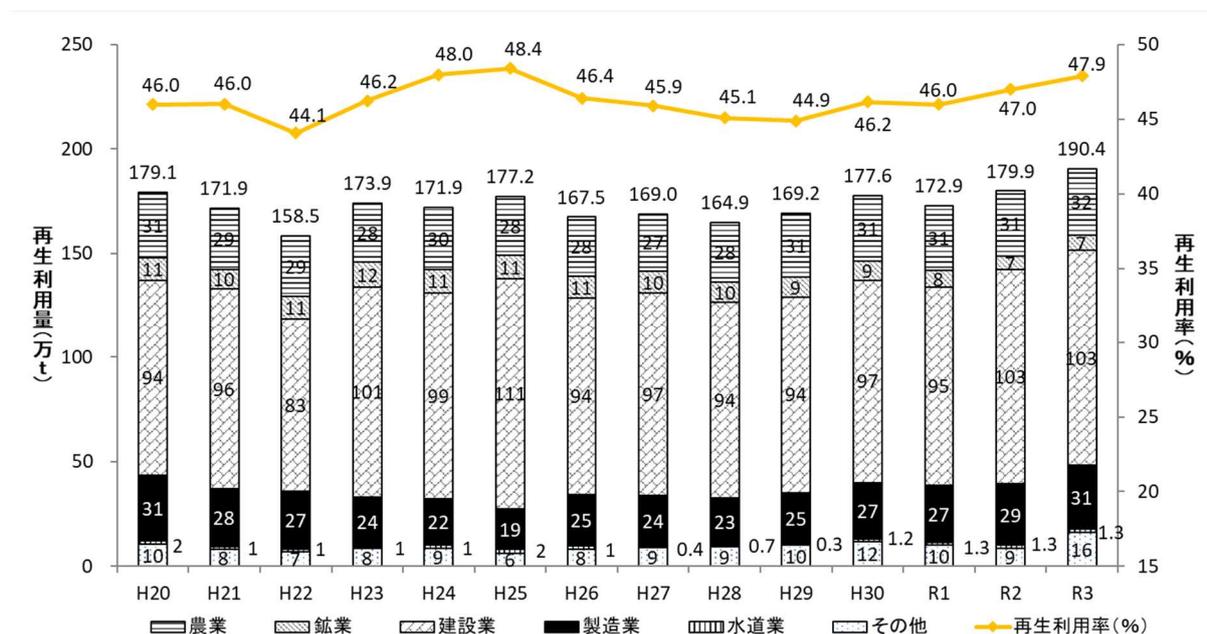
※（ ）内の数値は、汚泥を事業所内での脱水後の汚泥量で捉えたもの。

※ 各項目の値を四捨五入しているため、合計が内訳を集計した数値と合わないことがあります。

(3) 再生利用量の状況

- 再生利用量は、平成 20 年度以降、微増微減を繰り返しており、令和 3 年度は 190.4 万 t で、令和 2 年度より **10.5 万 t 増加**。
- 再生利用率は、平成 26 年度以降、低下傾向であったが、平成 30 年度以降増加傾向にあり、令和 3 年度は 47.9% で、令和 2 年度より **0.9% 増加**。

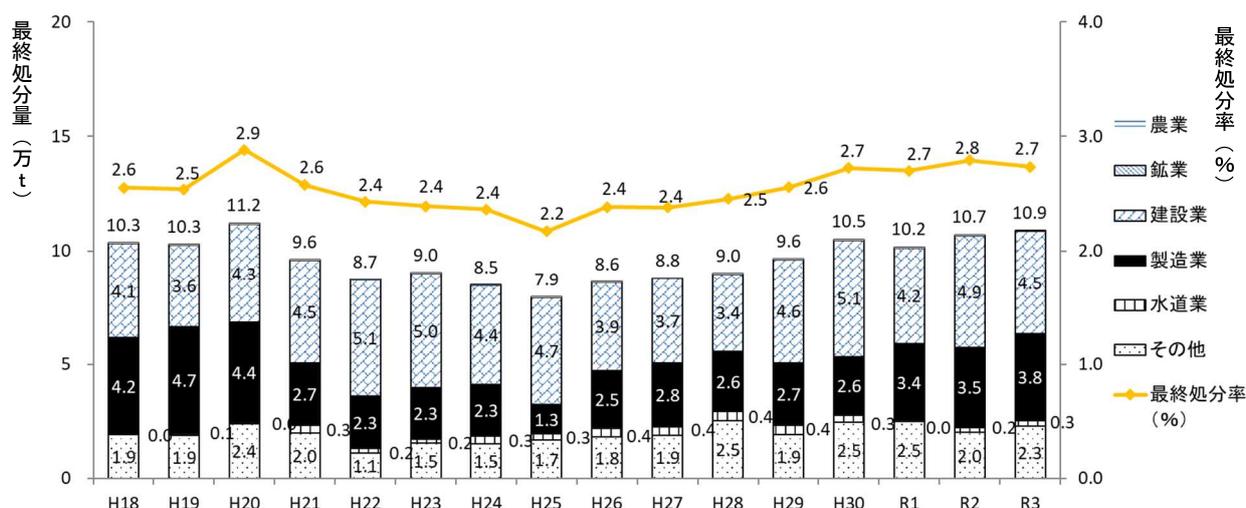
図表 1 2 産業廃棄物の再生利用量の推移



(4) 最終処分量の状況

- 最終処分量は、平成 21 年度以降、微減増減を繰り返しており、令和 3 年度は 10.9 万 t で令和 2 年度より 0.2 万 t 増加。
- 計画の目標値の 9.8 万 t まで、1.1 万 t 削減が必要な状況。
- 最終処分率は、平成 18 年度以降一旦減少し、近年増加傾向にあるが、令和 3 年度は 2.7% で令和 2 年度より、0.1% 減少。
- 品目別にみると、「廃プラスチック類」「ガラス陶磁器くず」、「汚泥」、「その他（混合物等）」の最終処分量の比率が多い。

図表 13 産業廃棄物の最終処分量の推移



図表 14 産業廃棄物最終処分量の品目別状況

品目	最終処分量(万t)							
	H30		R1		R2		R3	
	量	比率	量	比率	量	比率	量	比率
燃え殻	0.2	2%	0.3	2%	0.1	1%	0.1	1%
汚泥	1.0	10%	1.1	11%	1.1	11%	1.5	13%
廃油	0.0	0%	0.0	0%	0.0	0%	0.1	1%
廃酸	0.0	0%	0.0	0%	0.0	0%	0.0	0%
廃アルカリ	0.0	0%	0.0	0%	0.0	0%	0.1	0%
廃プラスチック類	2.3	22%	2.2	22%	2.0	18%	2.5	23%
紙くず	0.1	1%	0.1	1%	0.1	1%	0.1	1%
木くず	0.3	3%	0.5	5%	0.4	4%	0.4	3%
繊維くず	0.0	0%	0.0	0%	0.0	0%	0.0	0%
動植物性残さ	0.1	1%	0.1	1%	0.1	1%	0.0	0%
ゴムくず	0.0	0%	0.0	0%	0.0	0%	0.0	0%
金属くず	0.1	1%	0.1	1%	0.4	4%	0.2	2%
ガラス陶磁器くず	1.8	17%	2.2	22%	2.2	20%	2.0	19%
鉱さい	0.1	1%	0.2	2%	0.1	1%	0.1	1%
がれき類	1.8	17%	0.8	8%	1.0	10%	0.7	7%
ばいじん	0.4	4%	0.4	4%	0.4	4%	0.6	6%
動物のふん尿	0.0	0%	0.0	0%	0.0	0%	0.0	0%
その他(混合物等)	2.3	22%	2.1	21%	2.6	24%	2.3	21%
合計	10.5	100%	10.2	100%	10.7	100%	10.9	100%

(5) 産業廃棄物の発生抑制および再生利用の推進に係る現状および今後の方向性

(産業廃棄物の3Rに関する主な取組)

(1) 産業廃棄物 3R・循環経済促進事業費補助金 (旧：減量化支援事業費補助金)

滋賀県内の事業者等が行う、産業廃棄物の3Rに関する研究開発、施設設備の整備等に係る経費の一部に対して補助金を交付。令和5年度から、単なる減量化ではなく3Rや循環経済(サーキュラーエコノミー)の実現をより強く意識した内容に改訂。

<令和4年度採択事業例>

リゾート施設内で発生する産業廃棄物等の施設内完結型資源循環と生分解性プラスチックの堆肥化による有効利用の確立に関する研究開発(交付額:400万円)

(2) リサイクル製品認定事業

県内で発生する循環資源(廃棄物や副産物、木材等)を利用して製造された製品を「滋賀県リサイクル認定製品」として認定し、リサイクル製品の普及を促進する事業。



リサイクル認定製品 製品カタログ

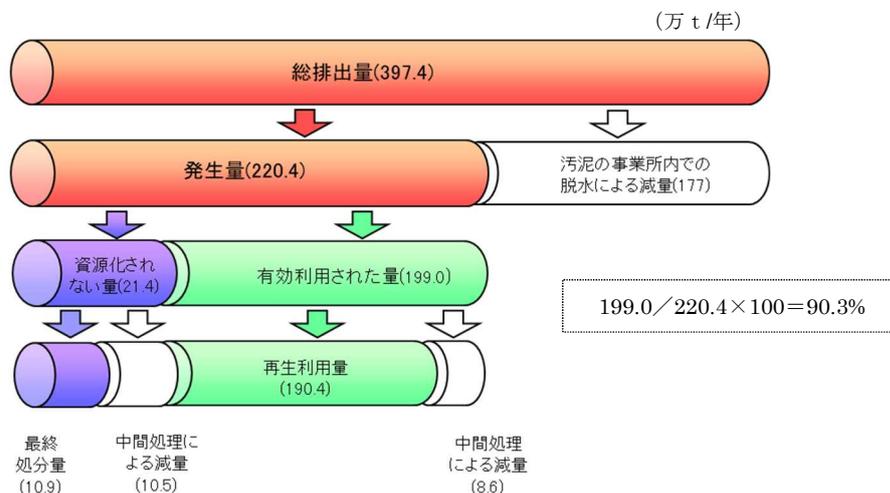
令和5年4月時点のリサイクル製品の認定品数

168製品

- ・コンクリート二次製品120品
- ・その他建設資材39品
- ・造園・緑化資材7品
- ・生活用品等2品

<現状認識>

- 県内生産額1億円あたりの排出量については減少傾向にあるが、経済活動の活発化により総排出量自体が増加しており、それに伴い最終処分量も増加している。
- 再生利用率は約48%であるが、汚泥の脱水による減量を除いた発生量のうち再生利用するために仕向けられた量の割合は90%に達しており、排出される廃棄物の大部分が再生利用されている。



<今後の方向性>

- 目標達成に向けて総排出量および最終処分量を抑制するために、引き続き発生抑制や再資源化を行う事業者への支援を実施する。
- 今後、国内外の最新の動向を踏まえながら、循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行に繋がる県内事業者の取組状況の把握や、取組支援の強化を行う必要がある。
- 令和4年度から令和5年度にかけて産業廃棄物税制度の見直しを進めており、税制審議会での審議結果や答申を踏まえ、事業の見直しなどの検討を進める。
- 令和5年10月末のクリーンセンター滋賀の廃棄物の受入終了に伴い、産業廃棄物税の税収が減少することが想定されるため、事業の必要性や優先順位等を精査していく必要がある。

(6) 産業廃棄物に係る計画の「取組に係る目標」の達成状況

- 計画に掲げる主な取組について、目標を設定している。
- 計画における「取組に係る目標」の達成状況は以下のとおり。

図表 15 産業廃棄物に係る計画の数値目標の達成状況

			実績値						五次計画 目標値
			計画期間						
			H29	H30	R1	R2	R3	R4	R7
産業廃棄物 処理施設お よび産業廃 棄物処理業 者等への指 導等	優良産廃処理業者認定 数	件	144	160	181	186	197	208	270
	廃棄物処理施設や産廃 処分業者への立入検査 実施率 ※一廃処理施設含む	%	100	100	100	99.8	88.2	99.8	100 (計画期間中)
不法投棄 対策等	産業廃棄物不法投棄等 の発生年度内解決率	%	89.8	88.9	79.3	85.7	78.0	88.9	85以上 (計画期間中)

(7) 産業廃棄物処理施設および産業廃棄物処理業者等への指導等に係る取組の状況

- 優良産廃処理業者認定数は、令和3年度から 11件増加し、令和4年度までで計 208件となった。
- 産業廃棄物処理業者を対象とした講習会を産業資源循環協会に委託して開催し、優良産廃処理業者認定制度について周知を実施した。
- 令和4年度の産業廃棄物処理施設設置者および処理業者に対する 立入検査の実施率は、99.8%（立入検査 407 施設 / 全 408 施設）であった。
- 施設等で不備事項があった場合には、指導票等により 改善指導を実施した。

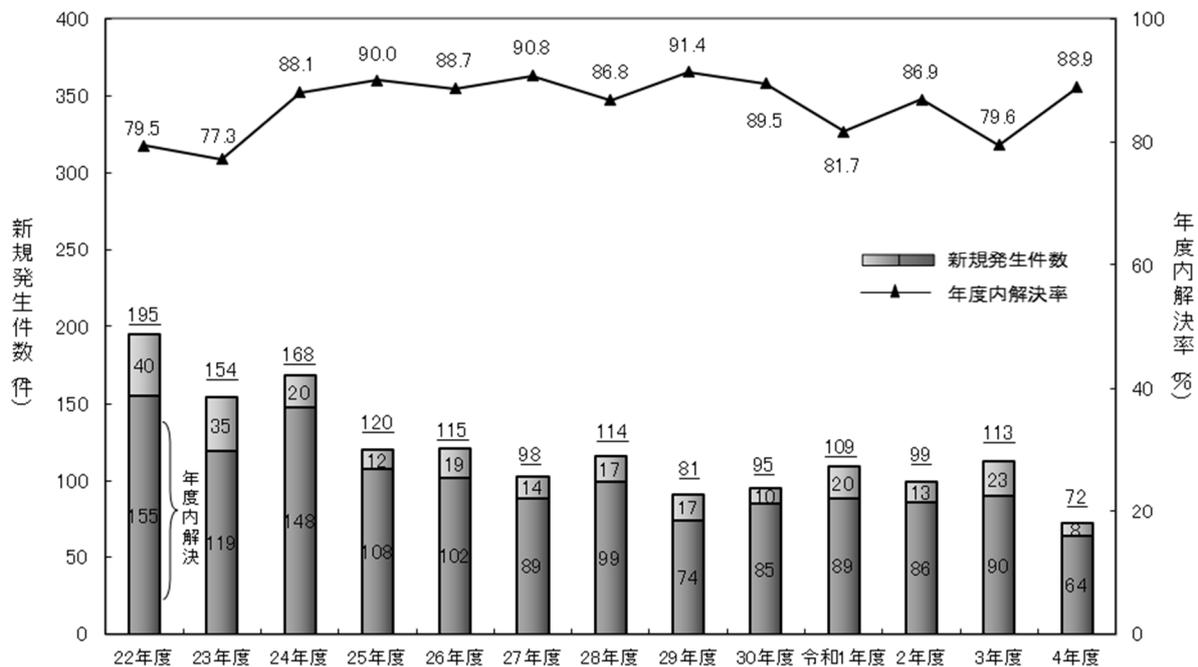
<今後の方向性>

- 優良産廃処理業者認定制度は、一般の許可申請よりも手続きが複雑であることから、引き続き、産業廃棄物処理業者を対象とした講習会を開催し、制度の周知および優良な産廃処理業者の育成を通じて、認定数の拡大に努める。
- 引き続き、産業廃棄物処理施設設置者および処理業者に対する立入検査等の指導・監督により、処理施設設置等に起因する生活環境保全上の支障を未然に防止し、産業廃棄物の適正処理を推進する。

(8) 不法投棄等対策に係る取組の状況

- 令和4年度の産業廃棄物不法投棄等の発生年度内解決率は、**88.9%**（解決件数64件/新規発生件数72件）と目標の85%を上回った。
- 産業廃棄物不法投棄等の未然防止・早期発見・早期対応のため、パトロール・無人航空機（ドローン）・監視カメラ等による監視に取り組んだ。また、地域住民等によるパトロール・協力事業者による情報提供など、多様な主体と協働した総合的な監視体制を構築し、不法投棄等を許さない地域づくりを推進した。
- 不法投棄等事案について、行為者・関係者に対して、現状回復を指導した。

図表 16 産業廃棄物の不法投棄等の新規発生件数とその年度内解決率の推移



(注) 平成21年度に中核市になった大津市の件数は含みません。

<今後の方向性>

- 引き続き、早期発見・早期対応のため監視に取り組むとともに、情報提供の協力事業者を増やし、多様な主体との協働による不法投棄等を許さない地域づくりをさらに推進する。
- 通信機能を有する監視カメラを整備運用して随時監視する等、DXによる監視体制強化を進める。
- 不法投棄等事案について、行為者・関係者に対して、現状回復を指導する。